

地域主体の柔軟な公園運営に係る中間支援等業務委託 仕様書

本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従って実施するものとする。

1 委託業務名称

地域主体の柔軟な公園運営に係る中間支援等業務委託

2 履行場所

京都市内全域

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

4 委託業務内容

(1) 趣旨、目的

本市では、地域主体の柔軟な公園の管理運営を、民間企業等の多様なサポート団体が運営支援することにより、公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上に寄与することを目的として、令和 6 年 2 月に「Park-UP 事業」を創設した。

本業務は、「Park-UP 事業」を進めていくため、多様な主体の連携による柔軟な公園運営を実現し、地域、企業、行政、公園関係者など、公園を取り巻く多様なステークホルダーをつなぎ、中立的な立場から公園の運営支援等を行うことを目的とする。

（参考）Park-UP 事業～地域主体の公園の管理運営～

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000323881.html>

(2) 業務内容

ア コーディネーター派遣

コミュニティデザイン又は都市公園の先進的な管理運営手法に関して精通するコーディネーターを選任し、本市からの依頼を受けて、地域の会合や本市と公園関係者との打合せの場などに派遣し、中間支援業務を実施する。

イ 派遣内容

- ・派遣するコーディネーターは事前に本市と協議のうえ決定すること。
- ・派遣回数は 8 4 回（7 公園×月 1 回程度を想定）程度とする。
- ・派遣人数は 1 回当たり 1 人以上とする。
- ・原則として、同一の公園に対しては、同一のコーディネーターを継続して派遣すること。

- ・派遣に際しては、内容について事前に本市と打合せを行うこと。
- ・派遣場所は本市又は地域が指定する場所（京都市内一円）とする。
- ・派遣する会合等は、1回あたり4時間を上限とする。
- ・コーディネーターへの報酬、交通費等、派遣に必要となる一切の費用は、本委託費に含むこと。

(イ) コーディネーターの実施業務

- ・都市公園の柔軟な管理運営に関する先進的な取組事例の紹介
- ・市及び地域が企画するワークショップや勉強会、イベント、社会実験等の運営支援（公園の利用方針の策定や公園運営委員会等地域組織の立ち上げに関するファシリテーション、助言等）
- ・柔軟な公園運営に資するコミュニティ形成支援、公園利活用プレイヤーの掘り起し
- ・その他、公園の柔軟な管理運営の機運醸成のため本市が必要と認める業務

(ロ) 報告書作成

- ・派遣1回ごとに簡易な業務報告書を提出すること。（様式は本市と協議のうえ、決定するものとする。）

(ハ) その他

- ・派遣場所における会場費、その他会合に必要な什器類の費用は本委託費に含まないものとする。（コーディネーターが作成・配布する資料がある場合の資料作成費、印刷費等は除く。）

イ 柔軟な公園運営を促進するための勉強会・交流会の企画、運営

柔軟な公園運営に取り組む地域団体や次代のコーディネーターの役割を担う人材を育成支援するための勉強会や交流会、また、Park-UP事業を見据えた地域団体とサポート団体とのマッチングの場を企画、運営する。

(ア) 実施回数

- ・4回程度（実施時期は本市と協議のうえ決定すること。）

(イ) 想定する内容

- ・本市の公園に関する概要説明（管理体制、愛護協力会制度、その他）
- ・Park-UP事業の制度説明
- ・都市公園法及び公園関係法令の説明（できること、できないこと、手続き関係）
- ・合意形成を図りながら円滑に公園を運営するための手法
- ・ゲスト（他都市において先進的な公園運営に取り組む団体、コーディネーター等）を招いての座談会、それぞれのアイデアやノウハウを共有する機会となる交流会

(ロ) その他

- ・勉強会、交流会の開催に必要な一切の費用は本委託費に含むこと。
- ・会場として、京都市役所を無償で使うことができる。

ウ 広報、アーカイブ作成

柔軟な公園運営に取り組む公園について、写真撮影・関係者へのインタビュー等必要な取材を行い、その結果を公園レポートとして取りまとめ、本市HP上に掲載可能なデータ形式にて納品すること。

(7) 作成対象公園

- ・本市が指定する公園（7公園程度）

(4) 校正

- ・文字やレイアウト、デザイン等については、本市の確認を受け、指示に従い、最低2回は校正を行うものとする。

【参考】レポートイメージ

「KYOTO CITY OPEN LABO」

公園の在り方をアップデート ～持続可能で柔軟な公園運営の制度設計～

<https://open-labo.city.kyoto.lg.jp/issue/update-the-state-of-the-park/>

5 その他

- (1) 本業務の実施は、関係法令を遵守して行うこと。
- (2) 受託者は円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- (3) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、本市の責めに帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (5) 受託者は、当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (6) 本業務の成果物の著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市の決定に従うこと。
- (8) 地域や公園関係者との調整により、コーディネーター派遣回数等が増減する場合は、本市と協議すること。